

## 新型コロナウイルス感染症の対策について

施設利用責任者の方へ

新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、以下の対策を講じたうえで施設を利用してください。許可後、以下の対策を講じたことが分かる書面をあらかじめ提出してください。

なお、参加者等で新型コロナウイルス感染症を発症した者がいた場合は、対象者とその行動経路について、速やかに名古屋市立大学（財務課出納財産係）に連絡をしてください。また、利用責任者の負担にて、発症者の行動経路における消毒作業を速やかに実施してください。

- (1) 教室定員の1/2程度は空席を確保すること
- (2) 参加者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成すること  
(情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを参加者に事前に周知すること)
- (3) 参加者の着席場所を確認・記録すること
- (4) 30分に1回程度は換気を行うこと
- (5) 施設の利用後は、消毒作業を行うこと
- (6) 新型コロナウイルスのり患者（疑いを含む）、濃厚接触者、発熱等の症状がある者、海外から帰国して14日を経過しない者については、参加を控えるよう参加者に周知すること
- (7) こまめな手洗い、手指消毒、マスク着用といった基本的な感染症対策を参加者に徹底させること
- (8) 各建物内の一方通行を参加者に守らせること
- (9) エレベーターの利用を控えることを参加者に守らせること  
(ただし、障害がある人、体の不自由がある人を除く)
- (10) その他対面型授業のため実施している新型コロナウイルス感染症対策（食事場所の制限など）と同等程度の対策を講じ、現在、大学で実施している新型コロナウイルス感染症対策のための措置（机へ貼り付けてある座席指定番号の維持など）を妨げないこと

※ 対策を講じたことが分かる書面については、以下の例を参考にしてください。

- ・座席指定図など、空席を設けることが分かる図面
  - ・着席場所の確認・記録や換気を行うことを示した開催者のマニュアル
  - ・参加者へ周知したHPの写し
- など